

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成26年9月4日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人まーぶる

(2) 代表者の氏名

福富 恵美子

(3) 主たる事務所の所在地

京都市右京区西京極葛野町39番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、京都市内の障がい児者に対して、在宅福祉に関する事業を行い、障がい児者の社会参加と福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成26年8月22日

(文化市民局地域自治推進室)